

社会福祉法人上越市社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 2 条 この法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護等事業の経営
- (8) 老人デイサービス事業の経営
- (9) 老人短期入所施設の経営
- (10) 特別養護老人ホームの経営
- (11) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 特定相談支援事業の経営
- (14) 一般相談支援事業の経営
- (15) 障害児相談支援事業の経営
- (16) 日常生活自立支援事業
- (17) 心配ごと相談事業
- (18) 成年後見制度に関する事業
- (19) 生活支援体制整備事業
- (20) その他この法人の目的達成のために必要な事業

(名 称)

第 3 条 この法人は社会福祉法人上越市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第 4 条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

- 2、この法人は住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 5 条 この法人の事務所を新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 番 3 号に置く。

2、前項のほか従たる事務所を次のとおり置く。

- ・上越支所 新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 番 3 号
- ・安塚支所 新潟県上越市安塚区安塚 2 5 4 9 番地 5
- ・浦川原支所 新潟県上越市浦川原区顕聖寺 2 4 2 番地 2
- ・大島支所 新潟県上越市大島区岡 3 3 8 8 番地 1
- ・牧支所 新潟県上越市牧区柳島 4 8 7 番地
- ・柿崎支所 新潟県上越市柿崎区柿崎 5 5 8 番地 1
- ・大潟支所 新潟県上越市大潟区九戸浜 2 4 0 番地 2
- ・頸城支所 新潟県上越市頸城区百間町 6 1 5 番地 2
- ・吉川支所 新潟県上越市吉川区原之町 1 8 1 9 番地 1
- ・中郷支所 新潟県上越市中郷区藤沢 9 8 6 番地 1
- ・板倉支所 新潟県上越市板倉区宮島 1 3 5 番地 1
- ・清里支所 新潟県清里区岡野町 1 6 1 8 番地
- ・三和支所 新潟県上越市三和区井ノ口 4 0 6 番地 1
- ・名立支所 新潟県上越市名立区名立大町 4 2 3 4 番地

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 6 条 この法人に評議員 3 0 名以上 4 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2、評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

3、評議員選任・解任委員の選任及び解任は理事会において行う。

4、選任候補者の推薦及び解任の提案は別に定める規程に基づき理事会が行う。

5、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6、評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席しかつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7、評議員選任・解任委員会の運営についての規程は理事会において定める。

(評議員の資格)

第 8 条 社会福祉法第 4 0 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 7 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにならない。

(評議員の任期)

第 9 条 評議員の任期は選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

2、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3、評議員は第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 10 条 評議員に対して各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 11 条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) 合併
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 評議員会は定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長はその都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く、評議員の過半数が出席しその過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2、前項の規定にかかわらず次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4、第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成する。

2、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の定数)

第18条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上19名以内

(2) 監事 2名

2、理事のうち会長1名、副会長3名以内、常務理事1名とする。

3、前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

4、この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第19条 理事及び監事並びに会計監査人は評議員会の決議によって選任する。

2、会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事にはこの法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族そ

の他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2、会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3、副会長は会長を補佐する。
- 4、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5、会長及び常務理事は毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2、監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は法令で定めるところにより、この法人計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し会計監査報告を作成する。

- 2、会計監査人はいつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事又は監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3、理事又は監事は第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4、会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

(1)職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

2、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3、監事は会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により)会計監査人を解任することができる。この場合監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2、会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て理事会において定める。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決しこれを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長、及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は会長が招集する。

2、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長はその都度理事の互選とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い可否同数のときは議長の決するところによる。

2、前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2、出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第6章 会 員

(会 員)

第33条 この法人に会員を置く。

- 2、会員はこの法人の目的に賛同し目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3、会員に関する規程は評議員会において別に定める。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第34条 この法人に部会又は委員会を置く。

- 2、部会又は委員会は専門的事項について、この法人の運営に参画し或いは会長の諮問に答え又は意見を具申する。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2、この法人に事務局長を1名置くほか職員を置く。
- 3、この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 4、施設長等以外の職員は会長が任免する。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)現金 20,800,000円

(2)土地

- ① 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺127番 (15.74 m²)
- ② 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺128番 (20.22 m²)
- ③ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺129番 (62.58 m²)
- ④ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺131番1 (544.63 m²)
- ⑤ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺131番3 (291.85 m²)
- ⑥ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺135番1 (1823.68 m²)
- ⑦ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺136番 (891.95 m²)
- ⑧ 新潟県上越市板倉区曾根田字笹口605番1 (1110.84 m²)
- ⑨ 新潟県上越市板倉区曾根田字笹口605番4 (63.00 m²)
- ⑩ 新潟県上越市吉川区梶字屋敷2084番1 (625.91 m²)
- ⑪ 新潟県上越市吉川区梶字屋敷2085番1 (655.37 m²)

- ⑫ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺 9 9 番 1 (2763.85 m²)
- ⑬ 新潟県上越市木田新田 1 丁目乙 7 7 番 3 (2265.18 m²)
- ⑭ 新潟県上越市木田 3 丁目乙 6 7 番 1 (898.00 m²)
- ⑮ 新潟県上越市木田 3 丁目乙 6 9 番 3 (1079.00 m²)
- ⑯ 新潟県上越市頸城区百間町字中通 6 0 2 番 1 (431.00 m²)
- ⑰ 新潟県上越市木田 3 丁目 1 0 0 番 1 (105.00 m²)
- ⑱ 新潟県上越市木田 3 丁目 1 8 3 9 番 1 7 (20.68 m²)
- ⑲ 新潟県上越市木田 3 丁目 1 8 6 1 番 1 (76.00 m²)
- ⑳ 新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 8 5 8 番 3 (31.55 m²)
- ㉑ 新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 8 5 8 番 4 (51.00 m²)
- ㉒ 新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 8 5 8 番 5 (579.00 m²)
- ㉓ 新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 8 6 4 番 (614.87 m²)
- ㉔ 新潟県上越市柿崎区柿崎字住吉町裏 6 2 4 8 番 1 (105.78 m²)
- ㉕ 新潟県上越市柿崎区柿崎字住吉町裏 6 2 4 9 番 3 (82.58 m²)
- ㉖ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺 1 1 0 番 1 (276.00 m²)
- ㉗ 新潟県上越市板倉区宮島字円正寺 5 5 番 1 (88.45 m²)
- ㉘ 新潟県上越市名立区名立大町字片越 4 2 2 7 番 (180.00 m²)
- ㉙ 新潟県上越市名立区名立大町字片越 4 2 2 8 番 (50.00 m²)
- ㉚ 新潟県上越市名立区名立大町字片越 4 2 2 9 番 (681.00 m²)
- ㉛ 新潟県上越市清里区岡野町字大嶺 1 5 9 0 番 (690.52 m²)
- ㉜ 新潟県上越市清里区岡野町字大嶺 1 5 7 7 番 3 (1,738.64 m²)
- ㉝ 新潟県上越市清里区岡野町字大嶺 1 6 1 6 番 (3,942.97 m²)
- ㉞ 新潟県上越市清里区岡野町字大嶺 1 6 1 8 番 (3,039.49 m²)
- ㉟ 新潟県上越市清里区岡野町字大嶺 1 6 2 1 番 (142.00 m²)
- ㊱ 新潟県上越市安塚区安塚字古町 8 4 8 番地 1 (226.15 m²)

(3) 建物

- ①新潟県上越市柿崎区柿崎 6406 番地所在
木造ステンレス鋼板葺 2 階建
就労支援事業所「ふれんどり〜ミルはまなす」 1 棟
(延床面積 574.05 m²)
- ②新潟県上越市吉川区梶字屋敷 2 0 8 4 番地 1 所在
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根 2 階建
「いこいの里あさひ」 1 棟 (延床面積 1,107.26 m²)
- ③新潟県上越市安塚区安塚 2 5 4 9 番地 5 所在
鉄骨造陸屋根 2 階建
「安塚やすらぎ荘」 1 棟 (延床面積 1,743.93 m²)
- ④新潟県上越市大字上荒浜 14 番地 1 所在
鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
「デイホームやちほ」 1 棟 (延床面積 257.72 m²)
- ⑤新潟県上越市安江 3 丁目 5 番 3 号所在

- 鉄骨造陸屋根平家建
「ダイホーム有田」1棟（延床面積 269.69 m²）
- ⑥新潟県上越市浦川原区顕聖寺 242 番地 2 所在
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
「浦川原高齢者生活福祉センター」1棟（延床面積 834.95 m²）
- ⑦新潟県上越市牧区柳島 487 番地所在
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき高床式平家建
「やまゆりの家」1棟（延床面積 360.89 m²）
- ⑧新潟県上越市大潟区九戸浜 240 番地 2 所在
鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
「やすらぎの家」1棟（延床面積 929.63 m²）
- ⑨新潟県上越市頸城区花ヶ崎 1165 番地所在
鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建
「はながさの里」1棟（延床面積 476.05 m²）
- ⑩新潟県上越市頸城区百間町 615 番地 2 所在
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
「無憂の里」1棟（延床面積 905.76 m²）
- ⑪新潟県上越市頸城区上吉 194 番地 1 所在
鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
「くびきの里」1棟（延床面積 1,386.03 m²）
- ⑫新潟県上越市吉川区原之町 1819 番地 1 所在
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
「あじさいの家」1棟（延床面積 451.09 m²）
- ⑬新潟県上越市吉川区原之町 1819 番地 1 所在
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
事務所 1 棟（延床面積 190.15 m²）
- ⑭新潟県上越市吉川区原之町 1819 番地 1 所在
鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
「ほほ笑よしかわの里」1棟（延床面積 2,444.52 m²）
- ⑮新潟県上越市板倉区宮島 135 番地 1 所在
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
「みやじまの里第一清心荘」1棟（延床面積 642.24 m²）
- ⑯新潟県上越市板倉区宮島 131 番地 1 所在
鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
「みやじまの里第二清心荘」1棟（延床面積 849.67 m²）
- ⑰新潟県上越市三和区井ノ口 406 番地 1 所在
鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建
「すいせんの里」1棟（延床面積 1,378.44 m²）
- ⑱新潟県上越市名立区名立大町 4234 番地所在
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
「椿寿苑」1棟（延床面積 622.44 m²）
- ⑲新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 番 3 号所在
鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
「上越総合福祉センター」1棟（延床面積 1,994.49 m²）
- ⑳新潟県上越市木田新田 1 丁目乙 77 番地 3
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建

「謙信高志の里」1棟（延床面積 489.03 m²）

㉑新潟県上越市柿崎区柿崎字住吉町裏 6248 番 1

木・鉄骨造ステンレス鋼板葺 3 階建

「柿崎ふれんどり～ホームうらはま」1棟（延床面積 195.23 m²）

㉒新潟県上越市吉川区原之町 1 8 1 9 番地所在

木造合金メッキ鋼板葺平家建（延床面積 307.13 m²）

㉓新潟県上越市清里区岡野町字大嶺 1 6 1 8 番地所在

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 2 階建

「みねの園」1棟（延床面積 1,909.12 m²）

㉔新潟県上越市清里区岡野町字大嶺 1 6 1 6 番地所在

鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

「ふれあいの家」1棟のうち 1 階（延床面積 538.87 m²）

㉕新潟県上越市安塚区安塚字古町 8 4 8 番地 1

土蔵造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（延床面積 40.80 m²）

㉖新潟県上越市安塚区安塚字古町 8 4 8 番地 1

木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建（延床面積 335.98 m²）

㉗新潟県上越市清里区荒牧 1 0 番地 5

木造 2 階建（延床面積 189.78 m²）

3 その他財産は基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第 4 5 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 3 7 条 基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て上越市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には上越市長の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

（資産の管理）

第 3 8 条 この法人の資産は理事会の定める方法により会長が管理する。

2 資産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

3 前項の規定にかかわらず基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告及び決算については毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受け、かつ第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第42条 この法人の会計に関しては法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第43条 予算をもって定めるもののほか新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以

上の承認を要する。

第10章 公益を目的とする事業

(種 別)

第45条 この法人は社会福祉法第26条の規定により次の事業を行う。

- (1) 不登校児の短期自立支援事業（～自由の学び舎～やすづか学園）
- (2) 交流宿泊施設菱の里の管理経営事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 生活支援ハウスの管理経営事業（浦川原生活支援ハウス・頸城生活支援ハウス・板倉生活支援ハウス・清里生活支援ハウス・名立生活支援ハウス）
- (5) 生きがい活動支援通所事業の受託
- (6) 地域包括支援センターの受託経営事業（浦川原地域包括支援センター・かすが地域包括支援センター）
- (7) 介護員養成研修事業
- (8) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第46条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第11章 解 散

(解 散)

第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て上越市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上越市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は社会福祉法人上越市社会福祉協議会の掲示場に掲示すると

ともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は理事会において定める。

附 則

- 1、この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理 事 大 島 憲 吾	理 事 檜 野 直 一
〃 青 山 徳 信	〃 荒 木 正 由
〃 石 黒 愛 規	〃 箕 輪 秀 一
〃 長 沼 甲 子 男	〃 尾 崎 謙 吉
〃 篠 宮 耕 治	〃 広 島 昭 応
〃 広 瀬 光 雄	〃 寺 田 憲 三
監 事 大 塚 寿 一	監 事 田 村 四 郎

- 1、この定款の一部改正は昭和43年3月29日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成3年4月1日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成5年6月1日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成6年8月11日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成7年4月1日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成10年4月1日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成12年4月1日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成12年5月31日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成13年3月28日から施行する。
- 1、平成13年4月1日現在役員の者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず平成14年6月30日までとする。
- 1、平成13年4月1日現在評議員の者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず平成14年5月31日までとする。
- 1、この定款の一部改正は平成15年4月1日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は、平成16年12月28日（合併登記の日）から施行する。
- 1、平成16年12月28日付の合併に伴い増員された理事14名の任期は、定款第9条の規定にかかわらず平成18年6月30日までとし、評議員20名の任期は定款第17条第1項の規定にかかわらず平成18年5月31日までとする。
- 1、この定款の一部改正は平成17年1月1日から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成18年4月1日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成18年9月29日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
- 1、この定款の一部改正は平成19年6月27日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

する。

1、この定款の一部改正は平成19年8月20日から施行する。

1、この定款の一部改正は平成20年1月31日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成20年4月1日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成21年4月1日から施行する。

1、この定款の一部改正は平成22年4月1日から施行する。

1、この定款の一部改正は平成22年6月4日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成23年1月18日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成23年6月14日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成24年5月24日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

但し、第6条第1項における理事の定数については平成24年7月1日から適用し、第14条2項における評議員の定数については平成24年8月1日から適用する。

平成24年6月1日現在評議員の者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず平成24年7月31日までを任期とする。

1、この定款の一部改正は平成25年3月15日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成25年4月26日（上越市長の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成25年11月12日から施行する。

1、この定款の一部改正は平成26年11月17日から施行する。

1、この定款の一部改正は平成27年7月7日から施行する。

1、この定款の一部改正は平成28年5月10日（上越市長の認可の日）から施行する。

1、この定款は平成29年4月1日から施行する。

1、この定款の一部改正は平成29年7月13日（上越市長の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成30年4月26日（上越市長の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は平成31年4月1日（上越市長の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は令和2年8月3日（上越市長の認可の日）から施行する。

1、この定款の一部改正は令和4年1月31日（上越市長の認可の日）から施行する。

ただし、きよさと福祉会との合併に係る改正（第5条第2項、第36条第2項（2）、同条同項（3）㉔から㉖、第45条第1項（4））は、令和4年4月1日から施

行する。

1、この定款の一部改正は令和5年4月1日から施行する。

1、この定款の一部改正は令和6年4月1日から施行する。

1、この定款の一部改正は令和7年3月31日から施行する。

1、この定款の一部改正は令和8年3月31日から施行する。